

平成28年第2回定例会

斑鳩町議会会議録

平成28年6月3日

午前9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	黒崎益範	係長	大塚美季
--------	------	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	面卷昭男
福祉子ども課長	中原潤	長寿福祉課長	西梶浩司
健康対策課長	北典子	生活環境部長	乾善亮
環境対策課長	栗本公生	住民課長	浦野歩実
都市建設部長	谷口裕司	建設農林課長	上田俊雄
都市整備課長	松岡洋右	下水道課長	寺田良信
上水道課長	井上貴至	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	真弓啓

## 1, 議事日程

- 日 程 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 2. 会期の決定について
- 日 程 3. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 4. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 5. 総務常任委員長報告について
- 日 程 6. 議案第27号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日 程 7. 議案第28号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 8. 議案第29号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第30号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について
- 日 程10. 議案第31号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日 程11. 議案第32号 平成28年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の締結について
- 日 程12. 議案第33号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について
- 日 程13. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日 程14. 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）
- 日 程15. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程16. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて

- て（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程 1 7 . 承認第 6 号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成 2 8 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 日 程 1 8 . 同意第 1 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて
- 日 程 1 9 . 陳情第 3 号 交差点に信号等の交通安全施設の早期の設置を求める陳情書について
- 日 程 2 0 . 報告第 5 号 平成 2 7 年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）
- 日 程 2 1 . 報告第 6 号 平成 2 7 年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）
- 日 程 2 2 . 報告第 7 号 平成 2 7 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時30分 開会)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより、平成28年第2回斑鳩町議会定例会を開会いたします。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集の挨拶をお受けいたします。

小城町長。

○町長（小城利重君） おはようございます。

平成28年第2回斑鳩町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中お繰り合わせの上ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平素は町政諸般にわたり格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、震度7が2回も観測された熊本地震では49名もの方が亡くなられ、いまだ行方不明の方もおられるなど大変な被害となっています。また、建物の被害が非常に多く、熊本・大分両県において全半壊・一部損壊の被害を受けた住宅は1万棟を超え、現在も避難生活を送っておられる方が1万人近くおられるという報道がなされています。この未曾有の災害に当たり、お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、一日も早い復興を願うものであります。

さて、改めまして、平成28年度も既に2か月が経過し、本町の機構改革による新たな体制での事務事業も順調に進捗をしております、職員ともども本年度事業の早期実施に向け積極的に取り組んでいるところであります。

本定例会は、斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてなど16議案を提出させていただきますいております。いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、満場一致で原案どおりご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、提出議案の説明は後刻とさせていただきますこととし、簡単ではございますけれども、招集の挨拶とさせていただきます。

○議長（中西和夫君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布いたしております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には会議規則第127条の規定により議長において指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員には、3番、中川議員、4番、小村議員を指名いたします。両議員には、会期中よろしく願いをいたします。

続きまして、日程2. 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日から本月20日までの18日間と定めることについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から本月20日までの18日間と決定いたしました。続きまして、日程3. 建設水道常任委員長報告についてを議題といたします。

平成28年第1回斑鳩町議会定例会において、建設水道常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

10番、坂口委員長。

○建設水道常任委員長(坂口徹君) それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る5月18日、全委員出席のもと委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審査を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、継続審査について、(1)都市基盤整備事業について、①都市計画道路の整備促進に関することについて、いかるがパークウェイの整備で、平成28年度事業予算として6億3,000万円確保され、三室交差点までの未買収地の全ての取得、発掘調査、工事の詳細設計が予定されているとの報告がありました。委員より、三室交差点までの完成時期についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

次に、②JR法隆寺駅周辺整備事業に関することについて、これについては、特に報告する事項はないとのことでした。質疑はありませんでした。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、各課報告事項について、(1)一般国道25号斑鳩町歩道設置事業について、平成28年度事業予算として8,400万円確保されており、まず、法隆寺観光駐車場から法隆寺東交差点までの間で、今年度は南側について整備が行われることになっていること、また、北側の事業用地として提供されたあとの残地部分について、土地開発基金を活用して買収を考えていること、次に、龍田大橋西詰めから三室北交差点までの区間について、下水道工事が完了したことか、歩道整備工事が再開される予定で、現在、

工事発注手続きが進められているとの報告がありました。委員より、買収しようとしている残地部分の活用について質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

次に、（２）斑鳩町バリアフリー基本構想策定協議会設置要綱（案）について、本年度からの３か年事業で斑鳩町バリアフリー基本構想を策定するに当たり、協議会の設置に必要な事項を定めるものであるとの報告がありました。委員より、委員の構成についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

続いて、（３）公共下水道に関することについて、平成２８年度の整備工事で、龍田西２丁目地内の工事について５月１６日に入札を執行したこと、また、平成２７年度末までの公共下水道接続申請状況について、融資あっせん利用数と浄化槽雨水貯留施設への転用件数について報告がありました。委員より、くみ取りトイレからの改造件数についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

その他の報告として、熊本地震による被災者への町営住宅の提供について、国から被災者の住宅確保に向けて公営住宅等の提供について要請があり、本町において長田住宅に１室の空き室があることから、現在、本町に避難されている被災者の方の入居に向けて調整を行っているとの報告がありました。委員より、家賃や敷金について、入居期間について、国からの補助についてなどの質疑があり、理事者より一定の答弁がされています。

以上が、閉会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程４．厚生常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

１番、宮崎委員長。

○厚生常任委員長（宮崎和彦君） それでは、去る５月１９日、全委員出席のもと厚生常任委員会を開き、継続審査案件、委員会所管に係る事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

初めに、継続審査について、１つ目、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進についてを議題といたしました。衛生処理場焼却棟解体撤去工事の進捗状況、ごみ分別体験ステーションの設置、いかるがの里クリーンキャンペーンの開催について、説明、報告が

されました。委員より、資源化率と分別について、分別の体験とごみステーションの設置について、住民への周知について質疑等があり、理事者より一定の答弁がされました。

継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続きまして、各課報告事項についてを議題といたしました。1つ目として、平成27年度国民健康保険税の不納欠損について、説明、報告されました。委員より、国保税の徴収率と執行停止の関係について、滞納者の保険証について、不納欠損と財産について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

2つ目として、平成27年度介護保険料の不納欠損について、説明、報告されました。委員より、国民健康保険税の滞納者と介護保険料の滞納者の重複について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

3番目として、平成27年度後期高齢者保険料の不納欠損について、説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

4番目として、平成28年度臨時福祉給付金及び低所得者の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時給付金について、説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

5番目として、証明書等のコンビニ交付サービスの開始について、説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

6つ目として、福祉子ども課の夏の行事、一日里親、心身障害者ふれあいの集い、身体障害者ふれあいの集いについて、説明、報告されました。質疑等はありませんでした。

次に、その他について、委員より、介護保険の総合事業と基本チェックリストについて質疑等があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、閉会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。詳細につきましては会議録に整理しますので、ごらんいただきますようお願いいたします。

以上で、厚生常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 次に、日程5．総務常任委員長報告についてを議題といたします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

7番、嶋田委員長。

○総務常任委員長（嶋田善行君） 去る5月23日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催いたしましたので、その概要をご報告します。

まず、審査に入るまでに、本年4月に行われた行政組織機構の改正により、当委員会  
が所管する分掌事務の変更点である、観光関係、商工業関係、学童保育室関係の3つの  
施策について、説明がなされました。

それでは、継続審査案件であります、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備  
保存に関することについてであります。

まず、4月30日、5月1日に行われた藤ノ木古墳石室特別公開は、1,904名の  
見学者があったこと。斑鳩町文化財活用センターでは、5月28日から7月3日まで、  
春季特別展として、「樋口隆康展－戦後日本考古学の歩みとともに」を開催予定である  
こと。史跡中宮寺跡整備工事は、株式会社青山組が6,112万8,000円で落札し  
たこと。斑鳩町と明日香村の間及び斑鳩町と大阪府太子町の間2つの道について、平  
成29年2月の日本遺産の申請を目指し、事務を進める予定であることの報告がなされ  
ました。委員より、それぞれの報告について、質疑がいたされました。

続きまして、各課報告事項であります。1つとして、斑鳩町コミュニティバス実証運  
行計画の変更についてであります。白石畑地区内の通学児童がいないため、また、乗客  
数も少ないため、白石畑コースを廃止する。ただし、現行の生き生き号の増便が検討さ  
れていること。また、龍田ネオポリス地内入り口付近で折り返していたのを住宅地内を  
周遊するコースに変更、また、バス停の追加及びバス停の名称を変更するとのこと  
です。委員より、コース廃止やバス停表示板、イオン付近の安全運転について、質疑、要望が  
いたされました。

2つとして、平成27年度町税不納欠損処分についてであります。平成27年度に行  
った町税の不納欠損処分の合計は、税額617万3,596円で実人数は60人であり、  
事由別にそれぞれの報告がなされました。

3つとして、第1次斑鳩町生涯学習推進計画後期計画についてであります。第4次斑鳩  
町総合計画及び斑鳩町教育基本方針の趣旨を踏まえて、平成25年から27年を前期計  
画、平成28年から32年までを後期計画としており、この後期計画について、目次  
による大まかな説明がなされました。委員より、若干の質疑がいたされました。

次に、4つとして、斑鳩の里フォトコンテストの実施についてであります。平成29  
年の町制70周年記念事業として、斑鳩らしい風景・景観の部と斑鳩の花・木・鳥等魅  
力発見の部の2部門で実施するとのこと。委員より、若干の質疑がいたされました。

5つとして、夏季一斉閉庁及び閉庁日の町民プール無料開放についてであります。平  
成28年7月25日、8月15日、8月22日の各月曜日に本庁舎及び水道庁舎を閉庁



する。また、この閉庁日には、町民プールを無料開放するとのこと。委員より、若干の質疑がいたされました。

次に、6つとして、町有地の売り払いについてであります。興留5丁目地内及び龍田南6丁目地内の追手西団地跡地について、一般競争入札による売り払いを進める予定であること。また、公募先着順売却の不調で売り払いを保留としていた追手団地跡、阿波2丁目地内の2物件については、再度公募先着順売却を進めていくとのこと。委員より、若干の質疑がいたされました。

7つとして、学校給食地産地消促進事業についてであります。本年度、奈良県からの補助が見込めないことから、本年は町単独事業として継続する予定であるとのこと。委員より、若干の質疑がいたされました。

その他の報告として公用車の事故について、報告がなされました。

最後に、その他であります。委員より、斑鳩町緊急通報のメールの表現方法について及び公用車のドライブレコーダーの搭載について、要望がいたされました。

以上が、閉会中における当委員会の概要であります。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますよう、お願いいたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

次に、日程6．議案第27号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例について、日程7．議案第28号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程8．議案第29号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、日程9．議案第30号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、日程10．議案第31号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程11．議案第32号 平成28年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の締結について、日程12．議案第33号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、日程13．承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について）、日程14．承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）、日程15．承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）、日程16．承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改

正する条例について)、日程17. 承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて(平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)、日程18. 同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて、日程19. 陳情第3号 交差点に信号等の交通安全施設の早期の設置を求める陳情書について、日程20. 報告第5号 平成27年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)、日程21. 報告第6号 平成27年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)、日程22. 報告第7号 平成27年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、以上、17議案を一括上程いたします。

町長から、本定例会に付議されました16議案について、総括提案説明を求めます。

小城町長。

○町長(小城利重君) それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

初めに、議案第27号 斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。証明書等コンビニ交付サービスにおいて、1つの種類の証明書の交付につき複数の手数料の額を設定することができないことから、住民票の写し等交付手数料の額を改定するものであります。

次に、議案第28号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国において、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことに伴い、この改正内容に準じて低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担を軽減する措置について規定するため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,016万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ87億2,016万5,000円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正では、第12款 分担金及び負担金、第2項 負担金で、低所得の多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担軽減措置の実施に伴う保育園保育料459万7,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第13款 使用料及び手数料では、第1項 使用料で、保育園保育料と同様の

理由により、幼稚園保育料 178万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第14款 国庫支出金では、第1項 国庫負担金で、保育園保育料負担軽減措置に伴う私立保育園の運営費負担金の影響分として、子どものための教育・保育給付費負担金96万8,000円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 国庫補助金では、4,681万円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、臨時福祉給付金等の給付に要する国庫補助金3,408万5,000円の増額、国民健康保険新制度への移行に向けて必要なデータを県に提供するためのシステム改修費に要する国庫補助金301万4,000円の増額、学校施設環境改善交付金では、斑鳩西小学校照明設備LED化工事費について、交付金が交付される見込みから916万6,000円の増額、幼稚園保育料負担軽減措置に伴う私立幼稚園就園奨励費補助金の影響分として、国庫補助金54万5,000円の増額となっております。

次に、第15款 県支出金では、第1項 県負担金で、国庫負担金と同様の理由により、施設型給付費等負担金48万4,000円の増額補正をお願いするものであります。第2項 県補助金では、650万9,000円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、県の子ども医療費助成制度が拡充されることから、県補助金730万円の増額、県において学校給食地産地消促進事業補助金が予算化されなかったことによる県補助金79万1,000円の減額となっております。

次に、第20款 諸収入では、消防団員退職報償金受入金97万9,000円の増額、コミュニティ団体が行う2つの事業が自治総合センターコミュニティ助成事業の助成対象として決定されたことから、430万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第21款 町債では、斑鳩西小学校照明設備LED化工事を実施するため、学校教育施設等整備事業債1,650万円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

初めに、第2款 総務費では、第1項 総務管理費で、歳入でご説明いたしました自治総合センターコミュニティ助成金250万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費では、第1項 社会福祉費で3,826万6,000円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、国民健康保険新制度への移行に向けて必要なデータを県に提供するためのシステム改修に伴う国民健康保険事業繰出金301万4,000円の増額、県の子ども医療費助成制度の拡充に伴う福祉医療システム改修費116万7,000円の増額、臨時福祉給付金等の給付に要する費用3,408万5,

000円の増額となっております。

次に、第8款 消防費では、第1項 消防費で、277万9,000円の増額補正をお願いするものであります。その内容は、消防団員の退団に伴う退職報償金97万9,000円の増額、自治総合センターコミュニティ助成金180万円の増額となっております。

次に、第9款 教育費では、第1項 教育総務費で、幼稚園保育料負担軽減措置に伴う私立幼稚園保育料の影響分として、就園奨励費補助金163万5,000円の増額補正をお願いするものであります。

第2項 小学校費では、歳入で申しあげましたとおり、斑鳩西小学校照明設備LED化工事を実施してまいりますことから、2,750万円の増額補正をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として251万5,000円を充当させていただく補正をお願いするものであります。

次に、議案第31号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ301万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ41億211万4,000円とするものであります。

初めに、歳入予算の補正についてであります。第8款 繰入金では、第1項 他会計繰入金で、国民健康保険新制度への移行に向けて必要なデータを県に提供するためのシステム改修費について、301万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。第1款 総務費では、第1項 総務管理費で、歳入でご説明いたしましたシステム改修費用301万4,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、議案第32号及び議案第33号につきましては、工事請負契約について、予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第32号 平成28年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の締結についてであります。その内容につきましては、雨水排水工や園路工、あずまやなどの休養施設の設置など、工事場所は法隆寺東2丁目地内であります。契約の相手方は、株式会社青山組代表取締役青山雄之、契約金額は6,112万8,000円であり、工期は、議会議決後から平成29年3月17日までの271日間であります。

次に、議案第33号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結に

ついてであります。その内容につきましては、施工延長約400メートルの下水道管渠を埋設する工事で、工事場所は龍田西2丁目地内であります。契約の相手方は、松塚建設株式会社三郷営業所所長上東謙二、契約金額は6,264万円であり、工期は、議会議決後から平成29年2月28日までの254日間であります。

次に、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について）であります。国において、行政不服審査法の改正に伴う固定資産評価審査委員会条例の改正に係る経過措置の取り扱いが見直されたことを受け、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）であります。平成28年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。その内容といたしましては、固定資産税の課税標準の特例措置を規定する改正及び条文整理等の改正を行ったものであります。

次に、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。さきの承認第3号と同様に、地方税法等の一部改正により本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。その内容といたしましては、都市計画税の課税標準の特例措置を規定する改正及び条文整理等の改正を行ったものであります。

次に、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布、同年4月1日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年3月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同

条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。その内容といたしましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者に対する保険税軽減の拡充について改正を行ったものであります。

次に、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）であります。平成27年度本特別会計において、医療等に要した費用に対して歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、平成28年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じました。このことから、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億3,900万円を追加し、歳入歳出それぞれ40億9,910万円とする補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により平成28年5月31日付で専決処分させていただいたものであり、同法同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次に、同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。現委員の寺西宏之氏の任期が平成28年6月28日をもって満了となることから、その後任として大方豊氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第5号 平成27年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。平成27年度から2か年の継続事業として取り組んでいる流域貯留浸透施設整備事業（東町池）につきまして、平成27年度に係る歳出予算の経費のうち、年度内に支出の終わらなかったものについて、平成28年度予算での歳出の経費に充てるため、その報告を行うものであります。

次に、報告第6号 平成27年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。平成27年度予算において繰越明許費の議決をいただきました地域公共交通会議運営事業のほか17事業について、繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成28年度予算に繰り越したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第7号 平成27年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。平成27年度において、公益財団法人斑鳩町文化振興財団が実施した公演・文化講座事業は28事業であり、これら事業を含めた公益目的事業の実施に要した事業費は、1億2,683万4,077円となっております。また、収益事業等に要した事業費は、2,082万1,416円となっております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましても概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どお

り議決または承認を賜りますよう、お願い申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君）　　ここでお諮りいたします。

本日提出されています議案について、ただいま町長から総括提案説明を受けましたので、日程６．議案第２７号から日程１２．議案第３３号までの町長提案の７議案については、会議規則第３９条第３項の規定により提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君）　　異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い、議事を進めてまいります。

日程６．議案第２７号　斑鳩町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君）　　これをもって、議案第２７号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第２７号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程７．議案第２８号　斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

１２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君）　　すみません、ちょっとやっぱり気になるので、その点、質疑させていただきたいと思うんですけども、説明では、国の法律が変わったことによってこの条例改正するっていうことなんですけども、具体的に言うとどういうことになるんでしょうか。

○議長（中西和夫君）　　西巻健康福祉部長。

○西巻健康福祉部長　　今回の改正につきましては、建築基準法の施行令が改正されておりました、その施行令の改正なんですけども、階段室の天井及び壁の室内に面する部分が仕上げで不燃材で、かつ、その下地ですね、それが不燃材料でつくっていること、そういったものにつきましては、いわゆる規制を緩和するという内容になっております。以上です。

○議長（中西和夫君）　　これをもって、議案第２８号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第２８号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程８．議案第２９号　斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条

例についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第29号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第29号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程9. 議案第30号 平成28年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第30号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程10. 議案第31号 平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第31号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、厚生常任委員会に付託いたします。

続いて、日程11. 議案第32号 平成28年度史跡中宮寺跡整備工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第32号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、総務常任委員会に付託いたします。

続いて、日程12. 議案第33号 平成28年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、議案第33号に関する総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程13. 承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について)を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。



(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村総務部長。

○総務部長(植村俊彦君) それでは、承認第2号 町長専決処分について承認を求めることについて(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例について)につきまして、説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

承認第2号

町長専決処分について承認を求めることについて  
(行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成28年6月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、次のページの専決処分書を朗読いたします。

斑専第1号

専決処分書

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

それでは、条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿って説明申しあげたいと思います。

国におきまして、行政不服審査法の改正に伴う固定資産評価委員会条例の改正に係る経過措置の取り扱いが見直されましたことから、これに準じまして、3月議会で議決を

いただきました行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、所要の改正を行ったものでございます。

この改正の内容でございますが、平成28年4月1日以後に、地方税法第411条第2項に基づく固定資産の価格等に係る公示等がなされた場合に、改正後の規定を適用するというものでございます。

施行は28年4月1日からということで専決処分をさせていただいたものでございます。

なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第2号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第2号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程14．承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 承認第3号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について）につきまして、説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

承認第 3 号

町長専決処分について承認を求めることについて  
(斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、専決処分書を朗読いたします。

斑専第 2 号

専決処分書

斑鳩町町税条例等の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

斑鳩町長 小城 利重

それでは、条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿って説明申し上げたいと存じます。

平成 28 年度の地方税制の改正を内容といたします地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成 28 年 3 月 31 日に交付、同年 4 月 1 日から施行されることから、斑鳩町町税条例及び斑鳩町町税条例の一部を改正する条例（平成 27 年 12 月斑鳩町条例第 39 号でございます、これにつきまして所要の改正を行ったものであり、この条例を平成 28 年 4 月 1 日から施行することから、専決処分をいたしましたものでございます。

それでは、改正の内容でございます。まず、斑鳩町町税条例の一部の改正につきましては、1 つ目は、これまで地方税法で規定されておりました固定資産税の課税標準の特例措置について、本年 4 月 1 日から条例で規定することとなったものによる改正でありまして、再生可能エネルギーの発電施設、都市再生特別措置法による認定誘導事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の減額を行います特例措置について規定をしたこと、2 つ目といたしまして、その他法令の改正による条文整理を行ったものでございます。

次に、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、平成 27 年 12 月議会で議決いただきました当該条例について、条文整理等を行ったものでござい

ます。

なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） この専決処分に対しては別に異議も特にないんですけども、参考までに、この（1）のほうですね、再生可能エネルギーの発電設備に係る特例措置と、2番のほうですね、これ、町内で今現在これにかかっている件数っていうのがわかれば、教えていただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） この特例措置につきましては、平成24年度から始まっているわけでございます。平成28年度の固定資産の特例措置を受けている事業者ということで申しますと、再生可能エネルギー発電施設につきましては、6法人で13施設で、認定誘導事業者の公共施設に係る分につきましては、適用実績はございません。

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第3号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第3号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程15、承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） それでは、承認第4号 町長専決処分について承認を求める

ことについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）につきまして、説明申しあげます。

まず、議案書を朗読いたします。

承認第 4 号

町長専決処分について承認を求めることについて  
（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、専決処分書を朗読いたします。

斑専第 3 号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日

斑鳩町長 小城 利重

それでは、条例の改正内容につきまして、この議案書の最後のページの要旨に沿って説明申しあげたいと思います。

さきの承認第 3 号と同様に、平成 28 年度地方税制の改正を内容といたします地方税法等の一部を改正する等の法律が、平成 28 年 3 月 31 日に交付、同年 4 月 1 日から施行されることから、斑鳩町都市計画税条例について所要の改正を行ったものでありまして、この条例を平成 28 年 4 月 1 日から施行いたしますことから専決処分をしたものでございます。

改正の内容でございますが、これまで地方税法で規定されておりました都市計画税の課税標準の特例措置につきまして、本年 4 月 1 日から条例で規定することとなったものによる改正でございます。都市再生特別措置法による認定誘導事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の減額を行う特例措置について規定したこと、その他法令の改正による条文整理を行ったものでございます。

なお、本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきますが、よろしくご審議を賜りまして原案どおりご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

承認第4号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程16．承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。  
お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） それでは、承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第5号

町長専決処分について承認を求めることについて  
（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成28年6月3日 提出

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第4号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年3月31日

斑鳩町長 小城 利重

このたびのこの国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、本条例につきまして速やかに改正を行う必要があったことから、専決処分をさせていただいたものでございます。

それでは、条例の改正内容につきまして、末尾に添付いたしております要旨によりましてご説明を申し上げます。最後のページの要旨をごらんいただきたいと思います。

平成28年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることから、本条例において所要の改正を行うものでございます。

その主な改正内容でございますが、まず1番目といたしまして、課税限度額の引き上げでございます。国民健康保険税の医療分について、現行の52万円から54万円に、後期高齢者支援金分は、現行の17万円から19万円に、介護納付金分については16万円に据え置いております。合計の課税最高額につきましては、現行の85万円を89万円に引き上げたものでございます。

2番目といたしましては、均等割及び平等割の軽減判定所得基準額の引き上げでございます。5割軽減につきましては、現行33万円と、26万円に被保険者数を乗じた数を加える金額が基準となっておりますが、これを、33万円と、26万5,000円に被保険者数を乗じた数を加算する額が基準額となるものでございます。また、2割軽減につきましては、現行33万円と、47万円に被保険者数を乗じた数を加算する金額が基準となっておりますが、これを、33万円と、48万円に被保険者数を乗じた数を加算する金額を基準とするものでございます。

なお、施行期日等でございますが、施行期日は平成28年4月1日から施行するもの

でございます。また、適用区分につきましては、改正後の条例の規定は平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとしております。

なお、改正いたします条例の本文及び新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、何とぞ原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

承認第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程17. 承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） それでは、承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）につきまして、ご説明申し上げます。

初めに、議案書を朗読いたします。

承認第6号

町長専決処分について承認を求めることについて



(平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

平成28年6月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第5号

#### 専決処分書

平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成28年5月31日

斑鳩町長 小城 利重

このたびの補正の内容でございますが、平成27年度の本特別会計におきまして、医療等に要した費用に対して歳入が不足したため、地方自治法施行令第166条の2に基づき、平成28年度の歳入を繰り上げてこれに充てるものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき、ご説明申しあげます。補正予算書の5ページをお開きをいただきたいと思います。

5ページの、まず、歳入でございます。第10款 諸収入、第2項 雑入、第7目 歳入欠かん補填収入でございます。歳入欠かん補填収入として4億3,900万円を増額したものでございます。

続きまして、6ページでございます。6ページの歳出についてでございます。第12款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金でございます。歳入と同額の4億3,900万円を増額したものでございます。

1ページにお戻りをいただきたいと思います。1ページの予算総則を朗読をいたします。

平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,099,100千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年5月31日 専決

斑鳩町長 小城 利重

以上で、町長専決処分について承認を求めることについて（平成28年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について）のご説明とさせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、何とぞ原案どおりご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西和夫君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

承認第6号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号については、満場一致で承認いたされました。

続いて、日程18．同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の提案説明を求めます。

植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） それでは、同意第1号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてでございます。

現委員であります、寺西宏之氏の任期が平成28年6月28日をもって満了となりま

すことから、後任の新委員に大方 豊氏を選任することについて議会の同意を求めるものでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

同意第 1 号

斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

平成 28 年 6 月 3 日 提出

斑鳩町長 小城 利重

記

住 所 生駒郡斑鳩町五百井 1 丁目 3 番 6 号

氏 名 大方 豊

生年月日 昭和 29 年 7 月 18 日

なお、大方氏の略歴につきましては、次のページに記載をさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、同意第 1 号につきましての説明といたしますが、何とぞ満場一致でご同意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） お諮りいたします。

同意第 1 号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、同意第 1 号については、満場一致で同意いたされました。

続いて、日程 19. 陳情第 3 号 交差点に信号等の交通安全施設の早期の設置を求める陳情書について議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第 3 号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

続いて、日程 20. 報告第 5 号 平成 27 年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について（一般会計）を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村総務部長。

○総務部長(植村俊彦君) それでは、報告第5号 平成27年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)についてでございます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第5号

平成27年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)

標記について、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成28年6月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、次のページの平成27年度斑鳩町継続費繰越計算書により、説明申しあげたいと思います。

本通次繰越は、東町池の貯留浸透施設整備事業で、施工の協議及び地元調整等に期間を要したことから、平成27年度継続費予算現額のうち1,517万5,790円を平成28年度に通次繰越いたすものでございます。

表の左からでございます。第7款 土木費、第3項 河川費、事業名は流域貯留浸透施設整備事業(東町池)でございます。継続費の総額は、1億円でございます。そのうち、平成27年度の継続費予算現額は3,500万円で、支出済額及び支出見込額は1,982万4,210円でございます。その残額は1,517万5,790円となり、翌年度通次繰越額は同額の1,517万5,790円でございます。この繰越額の財源内訳は、一般財源であります繰越金148万3,860円、特定財源で、国庫支出金で489万1,930円、地方債で880万円を計上いたしております。

以上で、報告第5号 平成27年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)につきましての報告とさせていただきます。よろしくご理解を賜りましてご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長(中西和夫君) 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) これをもって、質疑を終結いたします。

報告第5号 平成27年度斑鳩町継続費繰越計算書の報告について(一般会計)を終わります。

続いて、日程21. 報告第6号 平成27年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)を議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中西和夫君) 異議なしと認めます。

よって、報告第6号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村総務部長。

○総務部長(植村俊彦君) それでは、報告第6号 平成27年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)でございます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第6号

平成27年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)

標記について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成28年6月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

本報告につきましては、平成27年度予算におきまして繰越明許費の議決をいただいております歳出予算のうち、平成27年度内で執行ができなかった経費を平成28年度予算に繰り越しをさせていただきましたことから、その報告を行うものでございます。

それでは、次のページの平成27年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書によりまして、説明申しあげます。

本繰越明許費の繰り越しは、地域公共交通会議運営事業のほか17事業につきましてご報告を申しあげるものでございますが、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策等といたしまして、国の平成27年度補正予算第1号の具体的施策であります

地方創生加速化交付金や情報セキュリティ強化対策費補助金、また、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業補助金などを活用した事業がその主な内容となっておりまして、翌年度繰越額合計でございますが、2億2,920万6,000円を平成28年度に繰り越したものでございます。

繰越額の財源内訳は、未収入特定財源の国庫支出金で1億7,508万1,800円、地方債で2,510万円、一般財源で2,902万4,200円を計上いたしているところでございます。

まず初めに、第2款 総務費でございます。地方創生加速化交付金関連事業といたしまして、地域公共交通会議運営事業、コミュニティバス実証運行事業の2事業、その他、情報セキュリティ強化対策事業、住民基本台帳ネットワーク運用事業、これを合わせまして、4事業となっております。

第3款の民生費におきましては、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、子ども・子育て支援システム改修事業の2事業となっております。

第5款の農林水産業費では、地方創生加速化交付金関連事業といたしまして、農家民泊推進事業の1事業でございます。

第6款の商工費では、地方創生加速化交付金関連事業といたしまして、聖徳太子市開催事業、いかるがWeeeeeK開催事業、奈良市・斑鳩町連携誘客推進事業、(仮称)観光戦略策定事業、全国門前町サミット開催事業、観光ルートサイン等整備事業の6事業、その他、まちなか観光推進事業の合わせて7事業でございます。

第7款 土木費では、道路新設改良事業の1事業となっております。

最後に、第9款の教育費でございますが、斑鳩小学校及び斑鳩中学校の渡り廊下等の耐震補強設計を実施する学校校舎耐震補強事業の2事業、その他、町指定文化財候補調査事業のあわせて3事業でございます。

以上で、報告第6号 平成27年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について(一般会計)につきましてのご報告といたします。ご理解を賜りましてご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(中西和夫君) 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番(木澤正男君) 質疑というより、確認をさせていただきたいと思うんですけども、新年度の当初予算の審査の際にもこれについては説明をしていただいていますけども、それ以後ですね、財源が変わったりとか、事業の見直しがあったりとかして変更が

あった点というのではないということで理解しておいてよろしいですか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） はい、ございません。

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第6号 平成27年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）を終わります。

続いて、日程22. 報告第7号 平成27年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） 異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、委員会付託を省略いたします。

理事者の報告を求めます。

植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） それでは、報告第7号 平成27年度斑鳩町文化財振興財団事業報告についてでございます。

まず、議案書を朗読いたします。

報告第7号

平成27年度斑鳩町文化財振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成28年6月3日 提出

斑鳩町長 小城 利重

それでは、平成27年度の斑鳩町文化振興財団の事業内容について、説明申しあげます。議案書の次のページの平成27年度事業報告書の表紙をめくっていただきまして、1ページをごらんいただきたいと思います。

財団の概況でございます。その3番目の財団の事業というところでございます。財団の事業では、大きく分けて、（1）の公益目的事業と（2）の収益事業等の2事業を実施いたしましたところでございます。（1）の公益目的事業では、まず、公1. 公演・文化

講座事業といたしまして28の事業を実施し、これらの事業の事業収益は1,647万4,843円で、事業費は2,370万4,617円となっております。

次に、公2.ホール管理・貸与事業でございます。事業収益は1,829万4,288円、事業費は1億312万9,460円となっております。

次に、共通でございますが、事業収益は8,652万7,639円、事業費はゼロとなっております。

公益目的事業の合計でございます。事業収益は1億2,129万6,770円、事業費は1億2,683万4,077円となっているところでございます。

次に、(2)の収益事業等でございます。まず、収1.ホール管理・貸与事業でございます。事業収益は、1,284万2,184円で、事業費は645万2,349円でございます。

次に、収2の図書館管理事業でございますが、事業収益は1,436万9,067円、事業費は1,436万9,067円となっているところでございます。ホール全体の管理に必要な委託料、光熱水費等を面積比で案分しておりまして、22%分を図書館分として受け入れたものでございます。

収益事業等の合計でございますが、事業収益は、2,721万1,251円で、事業費は2,082万1,416円となっているところでございます。

これらの事業の実施状況につきましては、資料の3ページから7ページにかけまして、平成27年度事業実施状況ということでまとめておりまして、各事業別に、事業名、事業内容、収入額、支出額、収支差額等を記載いたしておるところでございます。

また、8ページから11ページにかけましては、大ホールや小ホール、研修室などの各施設の利用状況や事業区分別の内訳、施設使用料等をまとめた、平成27年度施設使用状況等の資料となっております。

また、これらの各事業の収入の事業費内訳につきましては、15ページ、16ページでございます。正味財産増減計算書と正味財産増減計算書内訳表をもって整理をさせていただいているところでございます。

少し戻っていただきまして、13ページをお開きいただきたいと思います。貸借対照表でございます。前年度と比較いたしまして、財産の増減を記載しているところでございます。まず、Ⅰの資産の部の1の流動資産及びⅡの負債の部の1の流動負債につきましては、ともに前年度より237万3,596円増の3,037万6,200円となっております。



また、I資産の部の2の固定資産につきましては、(1)の基本財産で、前年度と同額の1億円、(2)のその他固定資産につきましては306万958円でございます、固定資産合計は1億306万958円となっております。流動資産と加えた資産合計は1億3,343万7,158円となっております。これは、その表の一番下の負債及び正味財産合計といたしまして、同額の1億3,343万7,158円となっているところでございます。

次の14ページでございます。これにつきましては、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計と、貸借対照表に会計別に区分した内訳を記載いたしました貸借対照表内訳表をつけているものでございます。

次に、17ページでございます。財務諸表に対します注記でございます。財団の会計方針といたしまして、固定資産の減価償却の方法や消費税等の会計処理、基本財産の増減額及び財源の内訳等をお示ししているものでございます。

また、18ページでございますが、6番目の固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高では、車輛運搬具、什器備品等について、その状況を記載いたしているところでございます。

次に、21ページでございます。財産目録でございます。この財産目録では、平成28年3月31日現在の財産の保有状況をお示しをさせていただいております。年度末の正味財産は、表の一番下でございますけれども、1億306万958円となっております、先ほど13ページの貸借対照表の下から2行目の正味財産合計と一致をいたしているところでございます。

次に、23ページから24ページにつきましては、収支計算書でございます、予算額と決算額の比較を行った表となっているところでございます。

また、26ページ以降につきましては、正味財産増減計算書の事業区分別内訳表を添付させていただいているものでございます。

最後になりましたが、38ページでございます。去る4月27日に実施されました監査結果につきまして、その報告書を添付させていただいているものでございます。

以上で、報告第7号 平成27年度斑鳩町文化振興財団事業報告でございます。何とぞご了承くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中西和夫君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中西和夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

報告第7号 平成27年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明4日から7日までは休会、8日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時56分 散会)